

## 住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 5 年 5 月 22 日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 5 年 5 月 22 日)</p> <p>三重県では、昭和 52 年から「県立学校体育施設開放事業」として体育施設の開放が行われており、令和元年 10 月 1 日から体育施設の使用料について、使用者が負担することとされている。</p> <p>学校で開設されている部活動は、学校の教育課程外の教育活動であることから、学校教育と構成員が同じであっても、その活動は社会教育法上の「社会教育」に当たるものと考えられる。</p> <p>県立神戸高等学校、県立稲生高等学校、県立松阪高等学校、県立津高等学校の各校は、設置する部活動から体育施設利用料や水道光熱費を受領していないが、学校外の個人・団体と同様に、体育施設使用（変更）許可申請書を提出し、利用料金の支払う必要がある。</p> <p>県は、各部から体育施設の利用料を徴収しないことによって損害を受けたこととなり、県は各校の部活動に対して利用料徴収を行うべきである。</p>	教育委員会

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和5年6月8日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和5年6月8日)</p> <p>県立高校教職員の勤務管理に使用される「三重県立学校過重労働対策報告システム」において、「自己申告・上限対象」で管理される時間と、「タイムカード・在校時間」には差があり、この差は勤務終了後に業務をせず県立高校に滞在した時間となる。</p> <p>請求人が調査した8人の教職員の差は、多い者で41時間余、少ない者でも11時間余に及び、これだけの時間を勤務以外に学校で費やす行為は、学校施設の私的利用にあたり、その損害額を各教職員から徴収すべきである。</p>	教育委員会

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
3	令和5年6月8日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和5年6月8日)</p> <p>県立特別支援学校北勢きらら学園において、規定の勤務時間外は空調の使用ができず、かつ、全館空調のシステムであるため職員室のみ空調を使用することができない。</p> <p>また、北勢きらら学園の時間外在校等記録では、相当数の教職員が時間外在校等時間を0時間としているが、実際には、勤務時間外に長時間にわたり勤務が行われている。</p> <p>そうであれば、形式上の法令遵守をアピールする目的で、勤務時間に限って空調が使用されていることとなり、職員室の空調に要した電気料金約220万円は、教育行政への信頼をも損なう不当な支出となる。</p> <p>よって、県教育委員会は220万円を県に弁済すべきである。</p>	教育委員会